

第140回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和3年7月20日(火) 午後2時00分
- 2 開催場所 東京都庁第一本庁舎 21階 委員会室 (Web併用会議)
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 9番 | 馬 場 治 |
| 3番 | 岩 田 光 正 | 10番 | 浜 川 祝 男 |
| 4番 | 関 恒 美 | 11番 | 高 瀬 吉 安 |
| 5番 | 鈴 木 正 明 | 12番 | 川 村 松 男 |
| 6番 | 佐々木 隆幸 | 14番 | 小 島 智 彦 |
| 7番 | 丸 裕 二 | 15番 | 有 元 貴 文 |
| 8番 | 井 上 潔 | | |
- 4 欠席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 2番 | 前 田 福 夫 | 13番 | 山 下 奉 也 |
|----|---------|-----|---------|
- 5 その他の出席者
- | | | |
|------------------|-----------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課 | 課 長 | 藤 井 大 地 |
| 〃 | 統括課長代理 (漁業調整担当) | 高 橋 克 己 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 長 野 雄 太 |
| 東京都島しょ農林水産総合センター | 所 長 | 松 川 敦 |
| 〃 | 振興企画室 | 室 長 |
| 東京海区漁業調整委員会事務局 | 事務局長 | 小 野 淳 |
| 〃 | 主 事 | 米 本 武 史 |
| | | 岩 田 笑 里 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人 6番 佐々木 隆幸 7番 丸 裕 二
- 8 報告事項
- (1) 第57回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について
 - (2) 令和3年度小笠原地区共同漁業権の海区漁場計画(素案)について
- 9 議 案
- (1) 伊豆諸島海域における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について(知事諮問)
 - (2) 令和3年における底立てはえ縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について(知事諮問)
 - (3) 全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項等について(協議)
- 10 その他

1 1 議事事項
(午後2時 開会)

事務局長	出席状況の報告。本日は、2番の前田委員、13番の山下委員が欠席。本日は、川村委員、鈴木委員、浜川委員、田中委員、佐々木委員、丸委員、小島委員、井上委員、馬場委員と9名の方がウェブ参加ということになっています。会場には4名の方の出席で、定数15名のうちの13名の出席。 資料の確認。 それでは、会長、よろしくお願ひしたいと思ひます。
会長	昨日、四国でも梅雨明けとなつて、全国的に真夏日、猛暑日が続いておりますけれども、皆様の地元でのご様子はいかがでしょう。第140回の委員会としてリモートでの開催となりました。私も含めまして4名の委員が都庁から参加しております。4回目の緊急事態宣言中でありまして、全員が集まつての対面での会議とはなりませんでした。 前回の6月の委員会が島しょセンターで開催されており、そこで多くの委員の皆様とご挨拶ができて、よかつたと思ひております。 それでは、議事を進めたいと思ひますが、本日の議事録署名人として、順番で6番の佐々木委員、7番の丸委員、お願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。
6番、7番委員	はい
会長	お二人の委員、よろしくお願ひいたします。 早速、報告事項ですが、事務局。
事務局長	特に報告事項はございません。
会長	報告事項はないとのことで、議事に入りたいと思ひます。本日は議案が3件です。 まず議案(1)「伊豆諸島海域における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について」の知事諮問をお願ひいたします。
事務局長	【資料1】の諮問文朗読。
水産課	【資料1】の諮問文以降、説明。 許可の基準(許可枠を超えた申請があつた場合の優先順位)は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、第二に当該漁業許可を有する者から独立する者。
会長	ありがとうございました。 これまでは、9月の委員会で審議しておりましたが、あじ・さば漁業の関係議案が、漁業法改正によって早まっているとのことです。水産課の説明のとおり、

<p>事務局長</p>	<p>従来どおり、取扱いに特段の変更はないということです。 何かご意見と質問はおありでしょうか。ございませんか。 特に、ご異議がありませんでしたので、このまま決定したいと思います。ありがとうございました。</p> <p>これにつきましては、本日、この委員会の後に、「千葉・東京連合海区」で、また、日を改めまして、8月5日（ウェブ開催）で、「一都三県連合海区」でもこの原案で審議をいたします。</p> <p>続きまして議案2です。 「令和3年における底立てはえ縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について」、知事諮問です。お願いします。</p> <p>【資料2】の諮問文朗読。</p>
<p>水産課</p>	<p>【資料2】の諮問文以降、説明。 許可の基準（許可枠を超えた申請があった場合の優先順位）は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、次に、公正な方法でくじを行う。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。底立てはえ縄漁業の許認可について、内容としては以前と同じであるという説明でした。何かご意見はございますでしょうか。</p>
<p>3番委員</p>	<p>許可等を申請する期間、先ほどの1か月程度というお話が出たと思うのですが、こちらは従前のおりでいいということですか。</p>
<p>水産課</p>	<p>本来であれば、1か月の期間を取って申請を受け付けるべきと思うのですが、この許可が9月1日から始まるということもあります。また、調整規則の規定で、やむを得ない場合には1か月より短い期間を定めることができるという規定があります。そちらに則って、今回は設定させていただいております。</p>
<p>会長</p>	<p>他にいかがでしょうか。質問ございませんでしょうか。 特にご質問も意義もないようですので、原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案3です。「全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項等について」、協議です。お願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局から説明させていただきます。 毎年、この時期から来年度の要望事項ということでご審議していることでございます。本日につきましては、決定等ではなく皆様方にご説明し、ご意見を頂いた上、次回以降で正式に決めたいと思っております。</p> <p>今年度の東日本ブロック会議につきましては、この東京海区が開催県となつてございます。しかしながら、このような状況でございますので、現在、北海道から三重までの東日本ブロックになります。アンケート等をした上で開催するか書面議決にするかということで、正式に決めたいと思っております。</p> <p>一応、事務局として、もし、集まって開催するとしても、会議の後の情報交換会や翌日の視察等は今の状況が大きく変わったとしても、慎重に行いたいということで、会議のみという形で各海区にお諮りしたいと思っております。正式に決</p>

まりましたら、またご報告したいと思えます。

その中で、令和4年度の国要望でございます。

まず、1番目にご検討願いたいのが、現在、3件の要望事項を毎年行っています。「カツオ資源の回復」の関係、それから、「大中型まき網漁業のVMSの航跡情報」の関係、それから、3番目として「外国漁船の違法操業」の関係、この3点をこれまで継続して要望してございます。引き続き要望するのかどうかということでございます。

それから、2番目としまして、この他に、新たな課題について要望をするかどうかということで、本日はご意見等がございましたらお伺いしたいと思います。

まず、全漁調連からの要望事項における留意点でございます。これにつきましては、漁業制度、資源管理、漁場利用等に関する議題に限って要望すること。可能な限り具体的な提案を的を絞り、情勢の変化を的確に反映した表現で要望することになってございます。

東京海区としては、平成21年度から26年度にかけては、「小笠原海域の台湾漁船の取締り強化」を、継続して要望してございます。

平成27年度には、「大中型まき網漁業のVMS航跡」の関係を新たに加えてございます。さらに、平成28年度からは、「カツオ資源の来遊量の回復に向けた取組強化について」を新たに加えてございます。

令和元年度は、「漁業法の改正」に伴う要望が1件増えましたが、令和2年度以降は、従来どおりのこの3つの要望事項ということで続けてございます。

「VMSの航跡情報」につきましては、一番島の皆様方の関心、いわゆる要望として強く挙げたいものでございまして、なかなか国が取組強化ということで対応していただけないので、様々な変更をしながら令和3年度まで来てございます。

特に令和3年度には大きく表現を変えまして要望をしてございます。これにつきましては、現在、全漁調連のほうで要望活動が今年度どういう活動になるのか、今のところ情報はございませんが、昨年度は郵送により、回答も文書で頂くという形でした。恐らく同じような形ではないのかとは思ってございます。これにつきましては、また改めて情報が入り次第、皆様にご説明したいと思います。

それから、外国漁船、当初は台湾漁船ですが、近年は中国漁船のサンゴの密漁等で小笠原だけではなく伊豆諸島という拡大をした形での取締り強化ということで3年間、同じような内容で要望してございます。

続きまして、国、水産庁等からの回答をご紹介します。

まず、「カツオ資源について」は、中西部太平洋まぐろ類委員会、いわゆるWCPFCにおいて、日本国政府としては諸外国に対して、亜熱帯域でのまき網船の操業の影響に関して繰り返し主張してきているということ。カツオの来遊経路に関する調査も拡充しているということでございます。引き続き、カツオ資源に関する調査を実施し、科学的根拠に基づいた適切な資源管理措置が合意されるように関係国等に今後も積極的に働きかけていくということでございます。

続きまして、沖合漁業の操業秩序の確立として、大中型まき網漁船に関する内容でございます。この中で「VMSについて」、漁業秩序の確立等のために必要と認める場合にはVMS設置の義務づけをしたところであるが、個々の事案に対しましては適切に運用していくということ。それから、VMSの航跡情報の運用

会長	<p>については、公表という形は操業位置等の機微な内容を含むことから、取締り目的のみに使用することを条件に導入した経緯があるため、開示することは困難であるという従来どおりの回答になってございます。</p> <p>それから最後に、「外国漁船の関係」ということで、小笠原を含めて日本海側、あるいはロシア海域等を含めた内容となっております。</p> <p>まず中国船の問題につきましては、外務省からは、日中漁業協同委員会、このような外交手段の中でも中国政府に対して自国の責任で取締りを行う、違反者への厳しい処罰措置をとるということで一致しているということになってございます。それから、水産庁においては、漁業取締船を平成23年度の38隻から令和2年度には45隻に増隻し、さらに大型船を2隻配備し、今年度にはまた大型取締船2隻を建造するという。海上保安庁と連携しながら外国漁船の違法操業には厳正に対応するという事になってございます。海上保安庁においては、同様に、大型の巡視船、新型ジェット機の増強を強め、必要な要員の確保を行っているということになってございます。</p> <p>それから、被害の救済については、令和元年度補正予算で50億円の基金を積み増しし、引き続き必要な額を確保できるように努力するという回答になってございます。</p> <p>最後に、今後のスケジュールということになります。昨年と同様に7月14日の時期に皆様方にご説明をし、7月末に意見を取りまとめた上、8月の委員会において協議、事務局作成案の協議をして、9月の委員会で決定という形になってございます。</p> <p>その間に開催自体が書面開催ということもございまして、締切期間を9月30日に延長ということになってございます。今回は東京海区が開催県ではございますが、やはり同じような形を考えてございまして、締め切りにつきましては9月30日を当面の締め切りという形に設定したいと思っております。</p> <p>今回、皆様方に説明をし、ご意見があればこの場でお聞きし、もし、ご意見がなくても、次の8月23日にもう1回ということで、次回の141回で皆様方の意見をお聞きし、できれば、次の142回には決めたいと思っております。本日、もし、思いつかないとかまとまりきらない場合でも、順次事務局までご連絡いただきたいと思っております。</p> <p>それから、リモートのウェブの方でご意見があれば、まずミュートを解除してからご発言をお願いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>事務局、ありがとうございました。東日本ブロックの開催が、今年度は東京ということで、本来は大変だったのですが、書面会議を主体に動いていくこと。交換会も視察旅行も、最初は視察はどこへ行こうかなという話もしていたのですが中止ということです。</p> <p>それから、これまで「カツオ資源の問題」、「VMS情報の問題」、そして、「外国漁船の違法操業の問題」という3本立てでずっと来ています。これを基に、次の委員会以降に、正式な東京海区からの要望事項をまとめていこうという話で、本日、皆さんの意見をお聞きしたい。また、意見が改めて出てくるようでしたら、次回の委員会までに事務局に連絡いただいて、それらをまとめて事務局で原案を練って、142回、10月の委員会で提示したいという考えでおります。</p>
----	--

11番委員	<p>まず、これまでの3件に対して、これはぜひ新たにつけ加えたいものがあるのか、ご意見がありましたらお聞かせいただければと思います。ご発言の方はミュートを解除して、手でも挙げていただけると。</p> <p>小笠原では平成20何年の中国漁船の漁具が、今でも非常に残っているのです。だから、それを踏まえた上、やはり外国漁船、違法取締りはそのまま継続していただきたいと思っております。</p>
会長	<p>外国漁船の違法漁業の取締り強化だけではなくて、網を片づけるため、撤去するための作業までの支援ということと加えております。概して、要望事項を提出して戻ってくる時、同じ質問を出せば同じ答えしか出てこないの、少しずつ工夫しながら要望事項を提案してきたのですが、そこのご意見を含めてよい考えがありましたら、ぜひお願いいたします。</p> <p>他にいかがでしょうか。いつもこの協議をするたびに、まだ水産庁等から今年の返事は届いていない、それが届いてから、本当は考えるはずなのですが、東日本ブロックで意見をまとめ、要望事項をまとめ、それを全国でまとめということのため、早くから動き始めなければいけない。去年に比べると、東京海区が東日本の主催県なので少し余裕があるということも感じています。</p> <p>意見がありましたら、これまでの説明を基に、次回の委員会までに、事務局に連絡を頂ければ、そういったものを集めながら、事務局と私で文案を練っていくということによろしいでしょうか。ありがとうございます。</p>
9番委員	<p>この3項目の件ではありませんが、要望にあたっての注意事項で、除外する事案が示されています。私が前から気になっていることで、今、特に日本海側で盛んですが、洋上風力発電に関する件です。</p> <p>今までの要望だと、漁業調整に関する事という制限、制約があるわけですが、洋上風力発電というのは施設が海の中に入って、いわゆる構築物なので、これは航行の安全ということではなくて、漁場として、例えば資源の来遊に影響するということがあり得ると思うのです。</p> <p>今までからすると、恐らくこれは調整委員会の対象にはならないのではないかと思います。今月中旬に環境省が建設に向けてのアセスの簡略化を図る検討に入ったということで、建設までの期間を短縮するという方針で臨むそうです。今のところ漁業側からはほとんど意見が出されていないと思うのですが、これを今後、調整委員会で取り上げられることができるのか、できないのかということを確認できないのかというのが、私の全く個人的な関心というか、ちょっと懸念です。</p> <p>東京都ですぐにとは思いません。最近は浮体式といってアンカーで浮体を浮かべ、そこで発電するというものもあります。東京都としても今後、全く関係がないというわけではないので、今の状況では、発電側、国も非常に積極的ですので押し切られてしまいそうなので、ちょっと一石投じるべきことではないかなと思っております。</p> <p>これはむしろ、全漁調連の中でこれを要望するかどうかということ議論しておくべきではないかなと思っております。以上です。</p>

事務局長	事務局ですが、以前、確か火力発電の関係で、幾つかの海区から出された件もございますので、その辺の過去のものを確認してみます。有元会長は、全漁調連の役員にもなっておりますので、その機会があれば、今のご意見等を相談されたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。
会長	洋上利用という意味では検討すべき要望の1つになってもおかしくないかなと。火力発電所では、その地元の県がとても強く主張したい、入れたかったのですが、却下されたということも記憶にあります。全漁調連の中でどうなったのかを、まずこちらで確認させていただければと思います。
9番委員	今までの洋上風力ですと、工事への着工の条件として、地元との合意が図られていることということです。しかし、この地元が極めて狭い範囲に限定されていて、立地する市町村程度なのです。その隣接する市町村はほとんど顧みられていないのですね。それで、そのまま県が工事の許可、海の占用利用許可を与えている。例えば、定置網などにこの洋上風力に魚礁効果があるという中では、非常に影響が大きいと思うのです。実際にそのように訴えている漁業者もいますので。これは他の漁業についても言えることだと思います。ちょっと漁業とは切り離せない問題ではないのかなと思っております。ご検討を願えればと思います。
10番委員	<p>先ほどのお話なのですが、神津島で実際、実験的に波力発電というのを島の西側のほうで試験的に設置したことがあります。結果として、機材が流されたといういきさつもあるのですが、魚がその波力発電を魚礁代わりになって魚がついたという話もあるので、メリットの面もあるのではないかなと思うのです。</p> <p>それと、今の島のほうでは、火力発電ということがこれからの時代、やはり二酸化炭素を出さないという世界的な潮流があるので、ちょっと力を入れている。私としての意見ですが、そういったメリットの部分もあるので、進めて、その中で問題があれば解決していくという取組のほうがいいのではないかと思います。</p>
会長	今までのように、環境問題だから蓋をするというのではなく、取り上げて議論する必要もあるかもしれないところでしょうか。まず、過去の様子をもう一度思い出しまして、全漁調連の中で議論する場ができるのかどうかということを確認してみたいと思います。よろしいでしょうか。
8番委員	実は、この浮体式の風力発電はもうご存じかと思いますが、長崎の五島では漁業者、それから地域が積極的に誘致しているのですよね。そういうところもあるので、浜川さんがおっしゃるように、その辺は慎重に考えないといけないのかなという気はします。日本海側はもうかなり建設に手が回っていますね。それで、かなり漁業者の声が小さくなっているし、県もかなりそちらのほうに乗り出しているところもあるのですね。だから、その辺はやはり浜川さんがおっしゃるように、本当にいいのかどうか、それをサイエンティフィックな面で論議して、やはり言うべきだろうなと思っております。今のところ漁業者のほうから馬場さんがおっしゃるように、はっきりした反対の声というのは、あまり上がっていないでしょう。声を調べると、みんな賛成というほうが多いようですから。

9番委員	<p>そうなのです。やはり漁協同士も近所付き合いがあつて言えないというのが実態で。</p>
8番委員	<p>そうなのですよ。だから、言うべきことは言っていかなければいけないのではないかと私も思います。</p>
9番委員	<p>もちろん浜川委員がおっしゃるように、メリットの部分もあるけれども。</p>
8番委員	<p>そうだと思います。</p>
9番委員	<p>実際、福島沖の洋上風力で議論になったのは、これは有元先生も委員で出ておられましたが、魚礁効果は一定あるというのですが、果たしてその効果がある水域に漁船を入れてもらえるのか。</p>
8番委員	<p>そういうことです。</p>
9番委員	<p>結局、そこで議論が止まってしまつて。</p>
8番委員	<p>禁止区域になってしまうのですよね。そこは海上保安庁からの指導もあるということで、発電事業所側もそれに抵抗できない部分もあつて、そこで議論が止まったこともあつたので。</p>
9番委員	<p>いずれにしても、ヨーロッパ等にはまだあまり事例のない事態なので。</p>
会長	<p>そういう問題が取り上げられる内容になるのかどうか。特に取りまとめの留意点についてということで、開催担当として何か相談できるのかもしれませんが。どうもありがとうございました。</p> <p>それで、本日の議案は3件終わりました。その他で何かあればと思うのですが。このあとに、千葉・東京連合海区が待っていますので、事務局のほうから説明を頂いて、進めたいと思います。</p>
事務局長	<p>それでは、2点ほどその他ということで。まず、その他の一つ目ですが、遊漁によるくろまぐろ採捕に関する件でございます。水産庁のホームページに載っている内容をご紹介します。</p> <p>令和3年6月17日、水産庁資源管理部長から、都道府県、全漁連、それから、全日本釣り団体協議会、釣り人の団体です、それから、日本釣振興会、釣り具メーカーの集まりです、それから、JGF Aというところに対して、遊漁によるくろまぐろの採捕に関する協力要請ということで文書が出されています。</p> <p>内容は、日本海において6月1日から、遊漁による採捕の報告という手続きが始まったのですが、6月16日までの約2週間と短い期間で、水産庁が想定した水準を上回る採捕が報告されたということです。国では、このまま推移すると、遊漁の一斉採捕停止、あるいは、さらに新たな規制措置として、今年いっぱい日本海海区と九州西海区、東シナ海から対馬海流沿いに日本海にかけて、くろまぐろを対象とする遊漁は控えるようにということでございます。</p> <p>実際に報告があつたという数なので、実際にどれだけとれたのかは、水産庁と</p>

	<p>しても把握できていない、日本海海区のブロックでは、この16日間で約10トンの報告があったということになってございます。</p> <p>国のこれまでの調査方法としてプレジャーボートまで調査の手がなかなか回らないので、あくまでも遊漁船登録をしている業者に対する調査ということになっていた。令和2年の1年間、しかも日本海だけではなく、日本全体でとれた数が約16トンで、そのうち大型魚が10トンということ。この日本全体の1年間の大型魚10トンが16日間の期間に日本海で報告が上がってきたということで、この通知が出されたということでございます。</p> <p>また、この通知の後、7月6日までの20日間の間に、さらに5トンの積み上がりがあった。国としては、報告漏れ等も入っているため、直ちに自粛要請を無視したかどうかという判断はできないということでございます。</p> <p>ご説明した更なる規制措置の導入というところで、太平洋広域漁業調整委員会、例年ですと11月と3月に開かれるのですが、臨時に今月の29日に開かれ、国から説明があるということでございます。</p> <p>内容は、国においてはまだ案を検討中ということで示されてはございませんが、29日に有元会長、これはウェブの開催ではございますが出席されますので、もし、皆様方、いろいろご懸念がございましたら、会長からぜひ国に対して申し上げてもらいたいという意見をお出しただければ、当日の会議に当たりたいと思っております。よろしくご意見、お願いいたします。</p>
会長	<p>6月の委員会で事務局から説明を受けて、それは取り放題をやっているということにならないかということで意見を伺っているわけです。改めて、7月29日の広域調整委員会で意見が求められるということで、ぜひ現場の意見を出していただきまして、東京海区としても国に意見を訴えたいと思いますので、よろしくご意見ください。ご発言の方はミュートを外してご発言ください。</p>
10番委員	<p>この遊漁に関しては未確認ですが、遊漁船で行って釣らせて、それも船上でさばいちゃってお客さんに持って行かせているという話も聞くのですね。そうすると、これまで実績として正確に上がってきていなかったのではないかなと思うのです。</p> <p>改めて、水産庁は今回、実績を報告しろということで、こういった数字が出る形にはなったと思うのですが、以前からこういう形で資源管理がされていなかったのではないかなと思うのです。まず、どういった実態であるのかというのを水産庁にちょっと調べてもらって、どういうことをすればしっかりとした資源管理ができるのかというのを議論したほうがいいのではないかなと思うのです。まず、そこから始めないと、我々もどういった実態なのか、どれだけ揚がっているかというのも全然分からない。全国の遊漁者、特に日本海とすれば、どういった操業をしているのか、実態調査みたいなものがないのか。我々漁業者には各都道府県に割当てという形で、その遊漁にどれだけ割当てという数字も出てくるのではないかなと思うのですが。</p> <p>東京都のほうにもそういったその打診は来ていないのですか。静岡県の遊漁船も何かやりたいことを言っているらしいという話も聞こえてくるので、東京都の海域でそういったことをやりたいという要望みたいなものは来ていないのでしょ</p>

水産課	<p>うか。</p> <p>今のところ、静岡の遊漁船が東京の海域でくろまぐろの遊漁案内をしたいという話は、私はまだ聞いておりません。</p>
会長	<p>くろまぐろの資源管理が始まったときから、遊漁をどうするのだというのが、時々議論されていた。ここに来て水産庁側が報告しなさいと言って、2週間で10トンという話になってきた。これを更に厳しく出しなさいというと、逆に隠れてしまうものも随分あるのかなという心配もあります。</p> <p>今度の広域委員会では、釣り団体の代表をオブザーバーとして参加させるということになっていて、その中で彼らを認めてしまうのか、それとも、彼らからの情報を出してもらうためなのか、まだよく分からない。その辺は、29日の会議に東京海区から何か発言するべきことがあれば、ぜひお願いしたいと思います。</p>
4番委員	<p>これをちょっと調べただけでこれだけ出てきたということは大変なことだと思うのです。これを認めるかどうかといたら、多分認めないほうがいいと思う。今でさえ御蔵島で遊漁船がひき縄をしたり、ここ2～3日、3～4隻ぐらいたまたバンバン走っているから、多分やっているのだと思います。これを認めてしまったら、俺らが守ったものが何もならないことになってしまうので、やはり認めないほうがいいの。改めて、キロ数を決めてやるとか、多分管理がちゃんとできないと思います。</p>
会長	<p>これが氷山の一角と見るべきなのだろうという気がするのですね。</p>
4番委員	<p>多分これは全部ではないと思う。</p>
会長	<p>まだ太平洋側は大きな数字になっていないが、これを1年間やったら怖いなど。</p>
4番委員	<p>あまりやっていないのではと思うけど、これを認めてしまったら、多分収まりがつかなくなってしまうから。やらせないほうがいいのでは俺は思う。</p>
10番委員	<p>うちらとしては認めたくないというのが、これから詰めていきたいところなのですが、これは国が決めることなので、それはうちらのほうにそういうあれができるかどうか。東京都としてはもう東京都の海域ではもうやらないでくださいという何かそういったものをちょっと作るのであれば、水産課のほうで作ってほしいなと思います。</p>
4番委員	<p>だけど、回遊魚だから東京だけというわけにいかないから。国全体である程度認めないということをしないと、グルグル回っているものだから。俺はそのほうがいいと思う。</p>
会長	<p>特にこの数字、2週間でというのは、水産庁も大分ドキドキしているのだと思うのですが。</p>
4番委員	<p>ただ、やはり漁船も我慢しているのだから、そこも含めてやっていかないと、</p>

	これはおかしな話だと思います。漁船には我慢させて、遊漁は報告さえすれば、30キロ以上は全部いいのかと。それはちょっとまた話が違うと思うので、やはりその辺は突っ込んでいかないといけないと思います。
10番委員	これは小型魚と同様に大型魚もリリースとは、決められないのですかね。
会長	大型魚はリリースしても死んでしまうだろうからという説明だったのでは。
10番委員	でも、はえ縄に関してはリリースしなさいと言っているじゃないですか。
会長	40キロと30キロで10キロの違いだろうという気はするのですが。
11番委員	どこかの線引きというのはあります。
4番委員	俺は認めないほうが良いと思うよ。
会長	漁業者が我慢して操業しているのだから、今回の釣り船の漁獲量がどれぐらいあるのかというのが分かったとして、それに割当てを出せるのかどうかですね。それこそ、我々の漁獲割当てを超えたときに、それを狙って操業は禁止であるというのと同じものがないといけない気がするのですが。逆に団体を通してそれがどこまで決定できるのかというのが心配です。
4番委員	漁業者が釣る場合は、多分できると思うけれども、遊漁で釣る場合、しっかり割当てを決めるところができるかどうかというのが、心配なのですが。
会長	日本が守っている割当てですね。
4番委員	これをやったら、割当てが今度少なくなってくるという話はないのか。
会長	国としての中には当然含まれますよね。
水産課	そうです。今のところは国の留保枠の中でカウントしています。
11番委員	留保枠は何トンまでですか。
水産課(高橋)	確か50トンとか60トンとか。
4番委員	今年を見たら八丈、神津、大島が足りなくなったわけです。もっと出せよと言いたいよ。遊漁にこんな出すのだったら。
水産課	また年度末に向けてその辺はこちらも要望を出したい。
4番委員	今年は、足りなくなったわけですよ。
10番委員	今、関さんが言ったとおり、我々漁業者としては配分が少ない中で遊漁に出すのであれば、漁業専業でやっている我々に出してくださいというのが、一般の漁師からも上がっている声です。

4番委員	やはりいただいたほうがいい。
会長	<p>枠を与えること自体がおかしいと。しかもその枠は、日本全国の中で分け合っているものだと。</p> <p>厳しいというか、悲鳴が聞こえていましたということで、意見を持っていきたいと思います。</p>
会長	<p>賛成する人はいないということを含めて、皆さんからの意見、これに対して発言する機会を作ろうと思います。</p> <p>続きまして、その他でありますか、お願いします。</p>
事務局長	<p>今回の委員会で正式に水産課から漁業権の海区漁場計画に対する意見聴取という諮問がございます。それから、公聴会の開催を決定するという議案もございます。その辺についてご説明したいと思います。</p> <p>今年度の実際の漁業権の切り替えですが、7月現在、利害関係人の意見募集をしております。それを踏まえ、今回の委員会で海区漁場計画の意見聴取が行われます。</p> <p>その後、本日の漁業許可の案件ですと、諮問を頂いて答申という形でその日に頂いています。しかし、従来から漁業法で意見を回答するには、公聴会で利害関係人の意見を聞きなさいということになっています。</p> <p>そのため、今年度公聴会を開くということになるわけですが、改正漁業法で新たにこの7月のパブリックコメントの募集が加わったため、非常に凝縮された日程になっています。</p> <p>公聴会につきましては、10月の少なくとも20日前までには決めなければいけないという形になっています。これは、来年の2月2日が新しい小笠原地区の漁業権の免許日ですが、これを3カ月以上前に漁場計画を決定し、東京都公報に載せなければなりません。</p> <p>そうしますと、11月1日がリミットで、事務手続きを考えると、少なくとも10月20日までには決定するスケジュールになります。そのために10月で考えてございます。</p> <p>それから、10年前でございますが、当時、委員をされた方はまだご記憶にあるかと思いますが、公聴会は現地に行って公聴会、公述人の意見を聞くという形をとってございます。このような形で、伊豆諸島についても、八丈支庁管内、三宅支庁管内に10人以上の委員が行かれているという形でございます。</p> <p>現在、このような新型コロナの状況で、いろいろワクチン等も進んでいるとはいえ、これだけの人数が一度に動くのは、事務局としては相応しくないと考えてございます。そこで、本日は、事務局からの提案ということでご理解いただき、次回原案を作りたいと思います。</p> <p>まず、開催場所は都内、都庁あるいは島しょセンターで公聴会を開いて、皆様方につきましてはウェブ参加も当然可という形とする。公述人につきましては、現地からウェブという形で公述をしてもらうことを考えてございます。</p> <p>開催時期ですが10月上旬から中旬。そして、皆様方はお忙しい部分がありますので、公聴会に引き続きまして、同じ日に委員会を開いて答申を出すということを考えてございます。</p>

	<p>以上について、皆様方のご意見等を頂けたらと思っております。</p> <p>改めて、次回に説明いたしますので、本日は、一応このスケジュール感と私がお説明した開催の方法、公述人はウェブで小笠原から何人かの方からしてもらおうと。皆様方はウェブなり、対面なりで都内に来ていただいて、それを聞くという形でよろしいかどうかご意見いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>大事なところですが、まず、漁業法の改正で何日までに何をしなければいけないということでゆとりがなくなっている。それから、コロナの関係で、島に渡る、団体で行って会議をするというのは難しくなっているということで提案されております。漁場計画に対する意見聴取の知事諮問が次回に行われるのですが、公聴会の開催方法について、次回の委員会で正式決定となります。</p> <p>提案のように、開催場所は都内、都庁あるいは島しょセンターで、ウェブでの参加をお願いしたい。小笠原からの公述人については、小笠原からオンラインで公述する。開催時期は10月上旬から中旬、漁場計画答申の委員会については、公聴会が終わった後の同日開催ということ。新しいやり方ですが、特に小笠原の委員の方はいかがでしょうか。</p>
<p>11番委員</p>	<p>それでいいです。みんながまとまって行くとなると、すごく目立ってしまうので。</p>
<p>会長</p>	<p>では、事務局のほうで準備を進めていただくということでお願いいたします。その他で、島しょセンターからご案内があります。</p>
<p>振興企画室長</p>	<p>昨年度、中止になった研究成果発表会の開催について、今年度はウェブでやるということを考えております。発表課題については5課題用意しております。</p> <p>大島から八丈、小笠原、内水面、内湾というところで、地域に応じて5課題用意しておりますので、ホームページのYouTubeで一応掲載予定にしております。該当する課題をクリックするとそのまま動画が動いて聞けるようになっておりますので、お時間があれば聞いていただければと思っております。</p> <p>なお、公開については今日、あるいは明日か明後日以降で、今週中にはご用意したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>あと、課題について質問等がありましたら、専用のフォームを設けておりますので、そこに質問内容を書いていただき、送っていただければ、後で担当の職員から回答させていただきますので、ご意見等も頂ければと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、案内についてはまた改めて郵送等でご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>どうもありがとうございます。今年は動画配信の発表会ということで、いつでもどこでも都合に合わせて見られるということ。最後になりましたが、次回の開催予定について事務局からお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>最後になります。次回の141回につきましては、令和3年8月23日ということで、島の皆様方は前日の日曜日に出てくるということで、申し訳ないのですが、</p>

<p>会長</p>	<p>月曜日に設定したいと思います。先ほどの説明があったように、公聴会等のスケジュール等もございまして、8月ということでよろしくお願いしたいと思ます。</p> <p>内容につきましては、先ほど説明しました「海区漁場計画に対する意見聴取の知事諮問」、それから、今、「公聴会の開催方法、開催日時、開催場所、開催時間等の決定」です。</p> <p>それから、委員会指示が「かにかご漁業について」、引き続き協議ということで、「東日本ブロック協議会の提案事項」ということになってございます。</p> <p>その他の今後の予定ですが、7月29日、「太平洋広域漁業調整委員会（ウェブ）」で、有元会長が出席予定でございまして。</p> <p>それから、8月5日、有元会長、関委員、浜川委員になりますが、「一都三県連合海区漁業調整委員会」、神奈川県が幹事県でウェブという形で行われます。</p> <p>このような状況で、今年は9月がなくなりまして、その後は今のところ10月ということで、できれば公聴会と委員会をセットで考えたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。ちょっと忙しい様子になってしまいましたし申し訳なかったのですが、これもちまして、140回の委員会を終了したいと思います。</p> <p>次回8月23日で緊急事態宣言明けとなりますが、ウェブでの出席もできますので、都庁に集合するかどうか、出席については無理なさらずに判断いただきたいと思います。</p> <p>台風のシーズンともなりますが、皆様、対面での会議がこれからできるようになることを希望しております。</p> <p>なお、この後、「千葉・東京連合海区」が開かれますので、代表委員の田中委員、浜川委員、鈴木委員のお三方、ウェブを接続したままで事務局のご案内を待ってください。他の委員の皆様、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。</p>
-----------	--

(午後3時37分、会長、第140回東京海区漁業調整委員会の閉会を宣す。)